第１編　民法総則

第１章　一般規定

第１．信義誠実の原則（信義則）
第２．権利濫用
第３．私権の実現

本節に該当する論点は掲載していませんが、体系を意識して学習することは有益であるため、節名を残しています。

第２章　人

第１．自然人

本節に該当する論点は掲載していませんが、体系を意識して学習することは有益であるため、節名を残しています。

第２．法人

論点 法人学説（法人の本質）　論 旧H7-2　C

総合 13頁
問題 第2問

論証

法人の本質は何か。

法人は**社会的重要性**を有する。したがって、法人は**社会的実在**であると解する。

論点「目的の範囲」（34）の意義・判断基準

総合 14頁
問題 第2問

論証

事　例

Ａ株式会社は、Ｂ政党に対し、政治献金を行った。

Ａ株式会社の行った政治献金は、**「目的の範囲」内の行為（34条）**に当たるか。

法人に権利能力が認められるのは法人が**社会的実在**であることにあるから、34条は法人の**権利能力**を制限する規定であると解する。したがって、「目的の範囲」外の行為は、**絶対無効**であると解する。また、「目的の範囲内」の行為には、**定款の事業目的**のみならず、**それを遂行するのに必要な行為**も含むところ、上記の通り**絶対無効**であるから、目的遂行に必要か否かは、**行為の客観的な性質**に即して**抽象的**に判断すべきであると解する。

（**非営利法人**の場合、**公益目的**の維持、**構成員の利益保護**等の観点から、営利法人の場合に比して**厳格**に解することになる。）

●最大判昭45.6.24

●最判解民事篇平成８年度（上）225～226頁

論点「目的の範囲」（34）外の行為の効力

総合 14頁
問題 第2問

論証

事　例

Ａ農業協同組合は、非組合員Ｂに対し、金銭を貸し付けた。当該貸付けは、Ａ農業協同組合の「目的の範囲」外の行為（34）であった。

「目的の範囲」外の行為（34条）の効力は、どうなるか。

法人に権利能力が認められるのは法人が**社会的実在**であることにあるから、民法34条は法人の**権利能力**を制限する規定であると解する。したがって、「目的の範囲」外の行為は、**絶対無効**であると解する。